

日本あん摩マッサージ指圧研究会
設立趣意書

発起人 長谷川尚哉

目次

- 1) 緒言
- 2) 研究会の目指すもの
- 3) 具体的方法
- 4) 会則（案） 施行細則（案）
- 5) 投稿規定（案）
- 6) 基礎論文
 - 「あん摩マッサージ指圧の客観性を評価する測定機材と基本手技における物理刺激の圧力値（第一報）」
 - 「あん摩マッサージ指圧の客観性を評価する測定機材と基本経穴（経絡）に対して行われる物理刺激の圧力値（第二報）」

緒言

「あん摩マッサージ指圧学」の萌芽を目指して

長谷川尚哉

日本あん摩マッサージ指圧研究会発起人

はじめに

あん摩マッサージ指圧免許を取得し、10年目に入りました。無謀にも免許取得後わずか6ヶ月で自らの治療院を開院し、また母校にて実技授業の助手、非常勤講師を務めさせて頂くという幸運に恵まれ、無事に現在に至りましたが、あん摩マッサージ指圧の技術を極める事は並大抵な努力ではなし得ないと感じます。しかし、老指導者、老施術者の技術情報は施術者が亡くなると無に帰してしまうはかないものでもあると感じます。技術の指導を受け、切磋琢磨し、地域住民から認められても数十年で引退の憂き目に遭う先輩、後輩が大勢います。そして技術以外の様々な要因で経営的に成り立たないという人々もいるのです。我々にとって免許は免罪符というわけではなく、地域住民の健康の保持増進へ提供出来る確かな技術を会得することは非常に重要であると感じるのです。そのため、この技術の分析的手法を検討することは私にとって夢でもあり、技術向上のための渴望でもありました。患者からの情報を得て、技術の高い施術者を訪ね、体験し、まさに「背中を目や耳にし」どのような技術を駆使して施術を行っているのか？と考えるとき、その施術の分析的手法と施術の技術を伝えるベーシックなフォーマットを作り出すことに魅力を感じるようになりました。幸い、昨年その基本となる方法を開発し、いよいよその方法論を発表することが出来る状況になりました。

「あん摩マッサージ指圧研究会」なる会を妻と共に立ち上げ、汎用の面圧センサ、コンピュータを用いて施術の情報を取得、比較検討することはとても楽しい作業でした。また発見することも多く、「あん摩マッサージ指圧」という技術でもあり、芸術でもあり、職業でもある手法を日本国内のみならず、世界に対して研究の対象とする事は、あん摩、マッサージ、指圧という曖昧なものを技術的、医療的に評価可能な「学問の領域」に持ち上げることに繋がりはし

ないか？と考え続けています。しかしながら妻と趣味の様に始め、友人と語り合いながら行っていた初期の段階から、去る7月23日に（社）神奈川県鍼灸マッサージ師会第33回学術大会で報文として発表し、この研究が我が国のあん摩マッサージ指圧の検証に役立つ可能性を矢野忠先生よりご指摘いただき、いよいよ私どもの研究は個人的なものではなく、多くの皆様に関われ、ゆだねられる物になりつつあると考える様になりました。

この度は、私的であった研究会を国内の多くのご熱心な研究者様のお力をお借りしながら、全国にネットワークを広げ、より多くのあん摩マッサージ指圧研究を行い、この手法を啓蒙し、普及することを実現致したいと考えております。

当設立趣意書を御査読頂き、ご賛同賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

平成18年9月吉日
日本あん摩マッサージ指圧研究会
発起人 世話人 長谷川尚哉

2) 研究会の目指すもの

日本あん摩マッサージ指圧研究会は以下の項目を目指し、活動を続けてまいりたいと考えています。

○基本手技のデータ取得とアーカイブス構築

我が業の歴史として、江戸期に「杉山流」「吉田流」「石坂流」などに分かれたあん摩の流派がありますが、これらの流派ごとの特徴はあまり知られていません。平川先生によれば吉田流のあん摩は「線状揉み」が基本手技となっており、「輪状揉み」は用いないとされています。和久田先生は近年、明治期の海外からの手技療法流入に至るまで杉田流に於いても「線状揉み」が基本手技となっており、「輪状揉み」は明治期以降に取り込まれた可能性を指摘されています。

しかしながら、平成の現在、その基本となる流派の源流はそれぞれ不詳といわざるを得ず、幅広く全国のあま指教員、施術者などから基本データの取得、技術情報の集約を行うことは我が国の「あま指」の定義化にとって重要であると考えます。

当研究会では現在試作中のデータ取得機材を用い、新たに開発したフォーマット「マッサージスコア®」を用いた全世界共通フォーマットにより、施術のリズム、圧力分布の特徴をデータベース化したいと考えております（別紙資料1「マッサージスコア®とは？」をご参照下さい）。

研究会においてデータ取得、アーカイブス構築がなされれば、その基本となる手技を全国の教育機関において、指導者の主観を出来るだけ取り除き、一環的な指導が可能となると考えます。さらに、地方、熟達者の技能データを集積することで、後進の施術者が技術向上に用いる際の道標となることを目標としたいと考えています。

○臨床における刺激量の検証

いわゆるルーティンワークではあま指の刺激量は相対的なもので、施術者の主観、患者の希望により刺激量、刺激回数などに変化をつけるのが当たり前と考えられていますが、そのためにシステムティックレビューとはなり得ないの

が常識でした。しかしながら簡便に施術の面圧測定データを取得することが可能になれば、例えば特定の疾患へのアプローチにどのような変化をつけるべきなのか？ 例えば脳梗塞後半身麻痺の健側、患側の刺激量、屈側、伸展側への刺激量など、より効率のいい刺激法の検証が行われる可能性があるであろうと考えています。また、スポーツ選手のスポーツ前、スポーツ後の刺激量ごとの筋硬度、筋収縮力の違い、最大パフォーマンスを得るための刺激量の検証などへの研究にも応用可能かと考えます。

○世界中のあま指に関わる歴史、発祥、技術情報の検討

古くは養老律令の時代からあん摩は我が国の医療としての物療の中心を担ってきました。現在その手技の基本を再現することは難しいと考えられますが、近年、20世紀に入ってから様々な様式をもった物療の手段が開発され、輸入されました。その多くは諸外国の医師、理学療法士、看護師などにより展開された医療的理論に基づいた物理療法の流派であると考えることが出来ます。それらの史学的研究、技術情報の研究を行う諸先生の研究成果発表の場としても当研究会が開かれた形になることを考えています。

例えばフィッチジェラルドのゾーンセラピーの概念は現在いわれている「癒し」の領域ではなく、そもそもは耳鼻咽喉科医であるフィッチジェラルドが患者を診る上で疑問に思い、検証し、構築した医学的見地に立ったものです。それはディッケが当時の医学的情報としてのヘッド帯、マッケンジー帯の理論を応用した「結合織マッサージ」の開発に似ています。また心理学的要素を含むロルフィングなども重要な筋膜、組織に働きかけるという意味で心理学的、心身医学的影響度を検証したロルフ医師の真摯な検証の後に誕生した物理療法であると考えることが出来ます。それらの歴史的事実を知ることも我々あま指施術者にとって重要な情報になろうと考えています。それら歴史的事実を内外のあま指研究者が検証し、発表出来る場にしたいと考えています。

3) 具体的方法

当日本あん摩マッサージ指圧研究会は、上記に関する学際的研究発表の場として医師、あま指師（あはき法一条に謳われている有資格者）が行う研究を公にし、その研究を医療業界、一般社会に啓蒙する役割を担うことを目的とした

いと考えています。そのため、研究会の正式発足を前に「設立準備委員会」を設置し、会則などの詳細を合議制で決定する事が望ましいと考えています。

設立準備委員会は有識者を幅広く募り、委員会を招集し、正式な会則案、施行細則案を検討し、研究会の発足を目指す事にしたいと考えています。

4) 会則 (案)

○日本あん摩マッサージ指圧研究会会則 (案)

第一章 総則

第1条 名称

本会は日本あん摩マッサージ指圧研究会と称する。

第2条 設立準備委員会事務局

本会は当面、設立準備委員会事務局を大磯治療院内におく。
〒255-0001 神奈川県中郡大磯町高麗 3-1-11 大磯治療院内
TEL&FAX 0463-36-5528

第二章 目的及び事業

第3条 目的

本会は我が国におけるあん摩マッサージ指圧、諸外国におけるマッサージ、及び徒手療法の技術情報、歴史、概況を研究し、知識の交換をすることにより、あん摩マッサージ指圧技術の発展をはかることを目的とする。

第4条 事業

本会は第3条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 機関誌「あん摩マッサージ指圧技術」の刊行
3. 内外の関係学術団体との連絡及び提携
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第三章 会員

第5条 入会資格

以下のいずれかの要件を満たす者が、本会の目的に賛同し所定の会費を納入することにより会員となる事が出来る。

1. 正会員

医師免許あるいは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有する者

2. 準会員

あん摩マッサージ指圧技術に興味を持つ医療関係者及び専門学

校生

3. 賛助会員

本会の目的に賛同し、事業を後援する個人、法人又は団体

4. 名誉会員

本会对して特別の功績があり、世話人会の推薦をうけて
総会で承認された者

第6条 入会

本会の会員として入会を希望する者は所定の用紙に必要事項を記入の上会費を添えて、本会事務局に申し込むものとする。

第7条 会費

1. 正会員の年会費は5000円、準会員は年間3000円、
賛助会員の年会費は一口50000円とし、会員はこれを
前納する。
2. 既納の会費は理由の如何に関わらず返還しない。
3. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第8条 資格の喪失

会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 禁治産、準禁治産、あるいは破産の宣告を受けたとき
3. 死亡または法人である会員が破産したとき
4. 除名されたとき

第9条 退会

1. 会員が退会しようとする時は本会事務局に届け出るものとする。
2. 会費を1年以上滞納した場合には退会と見なす。

第10条 除名

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て、会長が除名することができる。

1. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があつたとき
2. 本会の会員としての義務に違反したとき

第4章 世話人及び世話人会、顧問、会計監査

第11条 世話人会の構成

1. 本会の円滑な運営をはかるために世話人会をおく。
2. 世話人会は代表1名、副代表1名、世話人及び顧問若干名により構成される。
3. 世話人会には学術、広報、書記、庶務、会計を設ける。

第12条 世話人会の職務

1. 代表は本会の業務を総括し、本会を代表する。
2. 副代表は代表を補佐する。代表に事故がある時、又はかけた時には業務を代行する。
3. 世話人が本会の運営について協議し、会の円滑な活動をはかる。

第13条 世話人会の選任

第11条の構成員は世話人会において決定される。

第14条 世話人会の開催

世話人会は代表が認めた場合に招集する。

第15条 顧問

1. 本会は顧問をおくことができる。
2. 顧問は世話人会の協議で選任され、世話人代表が委嘱する。
3. 顧問は本会の事業遂行にあたり、世話人会に出席し、助言を行うことが出来る。

第16条 会計監査

1. 本会には会計監査をおく。
2. 会計監査は世話人会の決議で選任され、世話人代表が委嘱する。
3. 会計監査は本会会計状況を監査し、総会で報告する。

第5章 会議

第17条 会議

本会に、次の会議をおく。

1. 世話人会
2. 総会

第18条 世話人会

1. 世話人会は毎年1回以上、世話人代表がこれを招集する。

2. 代表が必要と認めたときは、または世話人会在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して世話人会の招集を請求されたときには、代表はその請求があった日から30日以内に臨時世話人会を招集しなければならない。
3. 世話人会の議長は代表とする。
4. 世話人会は、世話人現在数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。但し、当該議事について書面をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。
5. 世話人会の議事は出席世話人の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
6. 監事は、世話人会に出席して意見を述べる事が出来る。

第19条 総会

1. 総会は、毎年一回世話人代表がこれを招集する。
2. 代表が必要と認めたときは、または全会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときには、代表はその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の議長は世話人代表とする。
4. 総会の招集は遅くとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面または機関誌をもって会員に通知する。
5. 総会は、会員現在数の10分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事について書面をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。
6. 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
7. 総会において議決した事項は、会員に通告しなければならない。

第20条 議事録

すべての議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表1名以上が署名押印して保存する。

第6章 学術集会等

第21条 学術集会

1. 本会は学術集会を毎年1回開く。
2. 学術集会の集会長、期日および開催地は世話人会で決定する。
3. 学術集会では会員の研究報告およびそれに関する討議を行う。

第22条 学術刊行物およびメーリングリスト

1. 学術刊行物は年1回以上発行する。
2. 学術刊行物の編集、出版は編集委員が行う。
3. 編集委員会委員は世話人会が選任する。
4. 編集委員長は編集委員の中より互選により選任する。
5. 本会専用メーリングリストを開設し、会員の積極的な情報交換を行える様にする。

第7章 資産および会計

第23条 資産の構成

本会の資産は、次の通りとする。

- i 会費
- ii 寄付金品
- iii 資産から生じる収入
- iv その他の収入

第24条 経費

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第25条 収支決算

本会の収支決算は、毎年会計年度終了時に代表が作成し、理事会および総会の承認を受けなければならない。

第25条 会計年度

本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第8章 会則の変更および解散

第26条 本会則を変更しようとするときは、世話人会に提案し、その議決を得、且つ総会の承認を受けなければならない。

付則 この会則は平成18年9月6日より施行する。

5) 投稿規定 (案)

第1条

投稿は会員・非会員を問わない。ただし、非会員は投稿料を支払う。依頼原稿についてはその限りではない。

投稿は研究会事務局に郵送か、e-mail に添付して oisoarom@mh.scn-net.ne.jp あてに送る。ただし、添付ファイルは合計で1MBを超えないものとする。e-mail を使用した場合でも印刷原稿（ハードコピー）を研究会事務局宛に送る。原稿到着の日、またはe-mail 到着日を受付日とする。原稿の掲載は、原則として受付順とする。

第2条

投稿論文は「あん摩マッサージ指圧学に貢献しうる論文で他誌には発表されていないもの」とする。ただし、依頼原稿についてはその限りではない。

第3条

ヒトを対象にする論文は世界医師会総会において承認されたヘルシンキ宣言（1975）*の精神に則って行われた研究でなければならない。また動物を用いた研究は、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和55年3月総理府告示第6号）」を遵守しておこなわれたものでなければならない。

第4条

論文は和文もしくは英文とする。

第5条

原稿は、口語体、当用漢字、新かなづかい、ひらがなまじり、横書き、楷書とし、句読点、かっこは1字を要し、改行の際は冒頭一字を空ける。コンピュータで作成する。作成するコンピュータのOS、プログラムソフトは問わないが、Windows で開ける形式で保存する。本文はテキスト形式で保存したファイルも一緒に提出すること。

第6条

数字はアラビア数字を用い、度量衡の単位はmm、cm、ml、gなど計量法を遵守することとする。

第7条

投稿第1頁に標題、著者名、所属、連絡著者名、連絡先、e-mail アドレスを

記入する。以下、要旨、本文、文献 (References)、図の説明、図 (figure)、表 (Table)、抄録 (Abstract) の順に揃える。また、抄録は本文が英語の場合は和文、和文の場合は英文とする。

第8条

校正は著者が行い、指定期日内に返送する。校正の際には著しい改編や組み替えは許されない。

第9条

別刷りはすべて有料とし、校正時に部数を明記する。

第10条

原稿の採否、および掲載時期は編集委員会に一任のこと。

第11条

研究会誌に掲載された論文の著作権は、あん摩マッサージ指圧研究会に属する。

投稿論文記載要項 (案)

1.

投稿は原稿・図表共に3セットと、同一内容のデジタルデータ (FD, MO, CD) を一緒に提出して下さい。提出された記録媒体は原則として返却しません。

2.

用紙は A4 版、横書きにして、原稿第1頁に標題、著者名、所属、連絡先著者名、連絡先、e-mail アドレスを記入して下さい。共著者の所属が筆頭者と異なるときは順番に共著者の指名の肩書きに 1)、2) をつけ、所属と対応させて下さい。以下、用紙、本文、文献、図の説明、図、表、抄録、の順に揃えて下さい。また抄録は和文の場合は英文で、タイトル、所属、氏名、要旨 (200 語程度)、英文の場合は和文で、タイトル、所属、氏名、要旨 (400 字程度) とします。図、表は A4 紙1枚につき1つとし、同じ図中の区分は大文字を用い、図やグラフの中の文字やシンボルは印刷の縮小に耐えるサイズにして下さい。

3.

用紙のレイアウトは、30行以下、左右の余白を20mm程度として、図および表の挿入箇所を本文原稿の右側の空欄に赤鉛筆で記入して下さい。

4.

文献は、引用番号 (本文中の引用順)、著者氏名 (3名以上の場合はその他、

et al.とする)、題名、雑誌、巻数、頁、西暦番号の順に記入して下さい。

単行本の場合には、著者名、書店、版数、発行者、発行地、年次の順に記して下さい。

付録1 「マッサージスコア®とは？」

長谷川尚哉

1) マッサージスコア®とは

マッサージスコア®は「あん摩マッサージ指圧の術法の表記方法」に関わる発明物です。(平成17年9月21日、特許庁に出願済、平成18年8月28日全世界133カ国へのPCT出願済、マッサージスコア®は商標出願済) その要約文は以下の通りです。

要約書

【課題】

あん摩マッサージ指圧の術法を正確に表記することが出来、これにより平易かつ効果的に術法を伝達出来るあん摩マッサージ指圧の術法の表記方法及び表記媒体を提供すること。

【解決手段】

本発明にかかる、あん摩マッサージ指圧の術法を表記する方法は、図譜部30を用いる。図譜部30は左手による指圧の術法を図譜部30の上段32に記載し、右手による指圧の術法を図譜部30の下段33に記載する。上段32と下段33はそれぞれ手の指に対応した5本の譜線からなる五線譜が設けられている。そして、指が被施術者の肌に触れる基点35を、当該触れた指に対応した譜線上に記載する。また、施術の手力度の変化を機転より連続した線36によって記載する。

【選択図】

図1

これまで面圧測定データなどは単数のセンサより入力した圧データを X:Y 軸をもつグラフ上に記載することを中心としていました。マッサージスコア®はそれぞれの指に対応した5本の X 軸を平行に記載し、同時にセンサ入力を表示、収録、出力、保存、再生することを可能にしたデータ測定機器（マッサージスコアリーダー）を用いて取得したデータフォーマットです。センサは全指の他に母指球、小指球用、肘頭・前腕用等を交換し、それぞれセレクトで選択

できるようになっています。

データは5線譜が2列並んだ様な体裁をとっており、ちょうど楽譜の様な様相となります。マッサージスコア®リーダーではデータに応じた音声選択を行い、その圧変化を音量により再生可能としてあることで、圧変化を聴覚情報として表示可能にしてあります。それにより視覚障害者の教育機器としての役割を果たすことが可能です。また面圧のデータが表示ウインドウの右端にリアルタイムで表示され、瞬間最大圧などを測定することが可能です。

センサは薄膜、フレキシブルセンサを用いており、術者の指先などにフィットし、圧力データの取得を容易にする様、工夫してあります。したがって、その施術情報は臨床データ取得の際に装用することが可能で、患者それぞれに実際に行った施術情報の取得も可能です。

